

第3章

北インド、ウッタル・プラデーシュ州における カースト制度と農業生産

第1節 問題設定——農業生産性の地域格差の決定要因を めぐって——

ウッタル・プラデーシュ州（以下UP州と略記）政府は経済発展の地域格差を是正するために、経済計画の実施にあたって、州の56県（districts）を五つの経済地域（economic regions）に大別している。州の行政区分である県および地方（divisions）と経済地域を対比したのが、第1表である。区分の基準とされているのは、類似の作付け構成、人口密度、地勢条件および農業・気象要因である。東部地域はバーラーバンキー県を除くファイザーバード地方、ゴラクプル地方およびワーラーナシー地方の諸県とイラーハーバード県を合わせた15県からなっている。丘陵地域はナイニータールとガルワール地方の8県、ブンデルカンド地域はヤムナー河南岸に沿うジャーンシー地方の5県を含んでいる。中部地域にはいるのは、カーンプル地方とラクナワー地方の諸県とファイザーバード地方のバーラーバンキー県の10県である。西部地域はヤムナー河とガンガー河に挟まれたアーグラーとメーラトの2地方およびガンガー河の東のバレリーとモラーダーバードの2地方の諸県、それにイラーハーバード地方の2県の計19県である（各県の立地は、第1図を参照のこと）。これら五つの経済地域のうち東部、ブンデルカンドおよび丘陵地域の三つ

第1図 U P州の地方行政管区図



(注) 下記以外の行政地方名は事務所所在地名に同じ。

地方名	地方事務所所在地
Garhwal	Pauri
Kumaun	Naini Tal
Rohilkhand	Bareilly

(出所) Zaheer, M. and Jagdeo Gupta, *The Organization of the Government of Uttar Pradesh*, Delhi, S. Chand, 1970, p.xi.

第1表 UP州の経済地域区分

経済地域	行政県	行政地方
I. 東部地域	1. バハラーアチ 2. ファイザーバード 3. ゴンダー ¹ 4. スルターンブル 5. ブラターピガル 6. イラーハーバード 7. アーザムガル 8. パスティイー ² 9. デオリヤー ³ 10. ゴラクブル 11. バリヤー ⁴ 12. ガージブル 13. ジョーンブル 14. ミルザブル 15. ワーラーナシー	—ファイザーバード イラーハーバード ゴラクブル ワーラーナシー
	1. アルモラー ⁵	—ナイニータール
	2. ナイニータール	
	3. ピトウラーガル	
	4. ガルワール	—ガルワール
	5. チャモリー ⁶	
	6. テヘリーガルワール	
	7. ウッタルカーシー	
	8. デヘラードゥーン	
	1. パーンダー ⁷	—ジャーンシー
	2. ハミールブル	
	3. ジャーンシー	
	4. ジャーラウン	
	5. ラリトリル	
II. 丘陵地域	1. バーラーバンキー ⁸	—ファイザーバード
	2. ファテハブル	
	3. カーンブル	—カーンブル
	4. カーンブル・デハト	
	5. ハルドイー	
	6. キーリー	
	7. ラクナウー	—ラクナウー
	8. ラーイバレリー	
	9. シーターブル	
	10. ウンナーオ	
III. ブンデルカンド	1. アーグラー ⁹	—アーグラー
	2. アリーガル	
	3. エター ¹⁰	
	4. マインブリー	
	5. マトウラー	
	6. バレリー	—バレリー
	7. バダーユーン	
	8. シャージャハーンブル	
	9. ビニリービート	
	10. ビジノウル	
	11. モラーダーバード	—モラーダーバード
	12. ラーンブル	
	13. ブランドシャハル	
	14. ガージャーバード	
	15. メーラト	—メーラト
	16. ムザッフアルナガル	
	17. サハーランブル	
	18. イターワー	
	19. ファルックカーバード	—イラーハーバード
(出所) 筆者作成。		

が、低生産性、工業発展水準が低いこと、社会的サービスの水準が低いこと、インフラストラクチャーが不十分なこと、洪水と旱魃の頻発などの点から、UP州政府によって経済的後進地域として認定され、第3次計画以来特別の政策の対象にされてきた⁽¹⁾。

にもかかわらず、地域格差は縮小するどころか、さらに大きくなる傾向が認められる。第2表にみられるように、1960/61年度と82/83年度の食糧平均収量などの地域でも増加してはいるけれども、州全体を100とする指数でみると、東部では90.8から87.3、中部では103.8から95.2、ブンデルカンドでは104.1から69.6、丘陵部では107.3から95.9に減少している。西部だけが105.8から127.6へと増加を示している。したがって、州全体の食糧生産に占める割合も、西部以外は小さくなっている。純作付け面積1ヘクタール当たりの農業生産額では、果物など特殊な作物を栽培する丘陵部と小麦、甘蔗を主体とする西部が大きな伸びを示しているのに対して、東部、中部およびブンデルカンドは州平均よりも下回っている。

農村人口1人当たりの農業粗生産額では、地域格差がさらに顕著になり、1982/83年度には州全体を100とする指数では、西部が126.3、ブンデルカンドが119.9、丘陵部が111.5であったのに対して、中部は96.9、東部は76.6であった。経済地域内で生産された穀物がすべて地域内で消費され、移出入がないものと仮定して、地域内人口1人当たりの摂取可能量（生産量から種子、家畜飼料、損失分として12.5%を差し引いたもの）を算出すると、UP州全体では215.96キログラムになる。これを100とすると、丘陵部が121.9、西部が117.4で州平均を上回っているが、ブンデルカンドは96.6、中部が91.8、東部が85.4であった。

このような農業生産性上昇の格差をもたらした要因として、灌漑面積の比率、化学肥料消費量、多収量品種作付け面積比率、農業融資など農業投入財の投入量の違い、あるいは改良農法の採用と関係あると考えられる教育水準の相違などが指摘されてきた⁽²⁾。しかし、各経済地域の人口または農村人口1人当たりの種々の社会経済指標に認められる格差には、経済的要因だけでは

第2表 UP州の地域別農業発展の若干の指標

項目／年度	U P州	東部	中部	西部	ブンデルカント	丘陵部
純作付け面積 1 ha当たり農業生産額(当年価格 ルピー)						
1960/61	675.75 (100.0)	668.07 (98.9)	698.97 (103.4)	749.94 (111.0)	432.40 (64.0)	616.50 (91.2)
1981/82	4,473 (100.0)	4,293 (96.0)	4,212 (94.2)	5,291 (118.3)	2,399 (53.6)	5,438 (121.5)
増加率 (%)	561.93	542.60	502.60	605.52	454.81	782.08
食糧生産(1,000トン)						
1960/61	14,486 (100.0)	4,704 (32.5)	2,694 (18.6)	4,895 (33.8)	1,467 (10.1)	726 (5.0)
1981/82	26,282 (100.0)	8,385 (31.9)	4,248 (16.2)	10,576 (40.2)	1,808 (6.9)	1,265 (4.8)
増加率 (%)	81.43	78.25	57.68	116.06	23.24	74.24
食糧平均収量(トン/ha)						
1960/61	7.90 (100.0)	7.17 (90.8)	8.20 (103.8)	8.36 (105.8)	8.22 (104.1)	8.48 (107.3)
1982/83	13.28 (100.0)	11.60 (87.3)	12.64 (95.2)	16.94 (127.6)	9.24 (69.6)	12.74 (95.9)
増加率 (%)	68.01	61.79	54.15	102.63	12.41	50.24
耕地利用度(%)						
1960/61	126.4 (100.0)	131.7 (104.2)	127.0 (100.5)	127.1 (100.6)	109.2 (86.4)	120.0 (94.9)
1982/83	143.69 (100.0)	146.99 (102.3)	138.17 (96.2)	150.02 (104.4)	114.28 (79.5)	162.97 (113.4)
増加率 (%)	13.68	11.90	8.80	18.03	4.65	35.81
純灌漑面積／純作付け面積(%)						
1970/71	41.7 (100.0)	40.8 (97.8)	31.7 (76.0)	56.2 (134.8)	22.2 (53.2)	20.1 (48.2)
1982/83	57.37 (100.0)	55.35 (96.5)	51.89 (90.4)	75.15 (131.0)	24.30 (42.4)	29.56 (51.5)

(出所) Government of Uttar Pradesh, Planning Department, *Draft Seventh Five Year Plan (1985-90) and Annual Plan 1985-86*, Lucknow, 1985, pp. 110-114.

説明しきれないものが感じられる⁽³⁾。

ところで、このような農業生産性の地域格差はけっして新しい現象ではなく、すでに19世紀にイギリス人官僚によってたびたび指摘されてきたことである。とくに、ヤムナー河とガンガ一河に挟まれたいわゆる二河地帯（ドーダー）は、ラクナワーを中心とするアワド地方および東部と対比して、農業的先進性が高く評価されてきた。その際の主要論点は、土地制度と農業経営の性格に関わるものである。一方には、バーイーやチャーラー制度に基づき耕地を個別的に保有し、自家労働を主体とし、女性も男性とともに野良にてて働くジャート農民の効率的自作経営。他方には、ザミーンダール制またはパッティダール制に基づき土地を持分権にしたがい所有しているが、犁に触れることを禁忌し、女性が外にでることを嫌い、労働力をチャマールなど低位カーストの雇用労働に頼るプランマンやラージプートの手作り地主経営の非能率、という対比であった⁽⁴⁾。このような見方に対しては、最近批判が出されている。西部において19世紀初期から建造されてきた政府灌漑用水路の果たした役割を高く評価するものである⁽⁵⁾。しかし、独立後、とくに1965年以降急速に進んだ東部への灌漑の普及にもかかわらず、なおかつ地域格差が依然として大きく残っているのは、なぜなのか。

本章は、独立後のインド中央政府およびUP州政府によるザミーンダール制廃止、保有地統合（土地の交換分合）、土地保有最高限度設定、村落開発計画、パンチャーヤティー・ラージ、多収量品種導入など種々の農村・農業開発計画の実施にともなう制度的变化を通じて、カースト制度と農業経営のあり方との関係がどのように変化してきたのか、それが農業生産性上昇の格差に影響を及ぼしたのかどうか、もし及ぼしたとすれば、どのような仕方であったのか、を明らかにしようとするものである。できうるかぎり諸要因の定量化を試みるが、これまでの調査の対象となつてこなかった点については、推論に頼らざるをえない。独立以前の状況と農業生産に関わる種々の制度的改革の実現された1965年以降の状況を比較検討するという方法をとる。資料としては、独立以前に関しては土地査定報告書、国勢調査報告書、県地誌および

若干の村落調査結果を用いる。1965年以降については州または県段階のカースト制度に関する詳細な研究がないので、村落あるいはブロック段階のいくつかの事例調査に依拠せざるをえない⁽⁶⁾。

ブンデルカンドと丘陵部は面積ではそれぞれ州の総面積の10%，17.3%を占めるけれども、人口では4.9%，4.4%にすぎない。東部、中部、西部を含む、いわゆる平野部がUP州の中心であることはいうまでもない。また、丘陵部における人種構成、カースト制度には特色があり、平野部のUP州とかなり異なっている。ブンデルカンドは地勢的、気候的にはインド中部のデカンに類似する。したがって、ここでは平野部の東部、中部、西部をとりあげることにする。

平野部でも東から西に移るにつれて、降水量が少なくなり⁽⁷⁾、主たる作物も夏作（カリーフ）の米から冬作（ラビー）の小麦と大麦にかわる。UP州東部における人口密度の高さを説明する要因の一つとして、従来米作の人口扶養能力の大きさがあげられてきた⁽⁸⁾。

本章では、農業生産を本質的に規定する自然条件の相違や農法の差異は捨象して、農業生産関係の社会的側面と農業生産性とのかかわりに焦点をあててみたい。

第2節 独立以前のカースト制度と農業生産との関係

UP州を対象として、カースト制度がヒンドゥー教徒の経済生活に与える影響を、はじめて明示的に一定の論理づけをもって指摘したのはE・プラントであった。彼はつぎの5点をあげている。(1)カーストによる特定職業への専業化、(2)祭式の費用、(3)カースト慣行の違反者に対する重い罰金、(4)父祖の借金の返済負担、(5)社会的威信の維持：(イ)女性隔離（パルダー）、(ロ)高位カースト（ラージプート、ブーラーマン）が犁に触れることの禁忌、(ハ)高位カーストの成員と「不可触民」との接触の禁止——その結果として高位カースト成員の耕

作者は監督作業に専念し、雇用労働へより大きく依存すること⁽⁹⁾。だが、彼の理論では生産の側面と消費の側面が区別されていない。(2), (3), (4)は生産活動の結果えられた所得の使い方の問題である。また、生産手段、とくに土地の所有と利用をめぐる問題は触れられていない。しかし、(5)の要因はのちにみるように重要な指摘である。

ここでは、独立以前のUP州におけるカースト制度と農業生産との関係のあり方をつぎの3点にしづらって検討してみたい。

- (1) 土地の所有・利用。
- (2) 農業生産過程。
- (3) 農業生産関係の類型区分。

1. カースト制度と土地の所有・利用

これについてはUP州全体に関するまとまった統計が利用できない。歴史的、社会的な種々の理由により、カースト構成が県ごと、郡ごと、さらに村ごとに異なっているからである。にもかかわらず、各県の地税査定報告書に依拠して、すべての県において大部分の土地が高位および中位のカースト成員、とくに平野部全体においてはブーラーマン、ブーミハール、ラージプート、ヴァイシャ、カーヤースタ、およびイスラム教徒（ムスリム）のシェイク、パターなど、また西部の一部、上ドーアーブ地帯ではジャートによって所有されていた、と結論できよう⁽¹⁰⁾。

たとえば、19世紀末の統計によると東部地域に属するバハラーライチ県では、2011村のうち37%にあたる749村を人口に占める割合では2.7%だけであるラージプートが所有していた。ついで、セポイの乱の鎮圧に功績のあったスィク教徒の領主層が490村（24%）、パター（人口比2.6%）が391村（19%）を所有していた。人口比1%以下のカーヤースタが64村（3%）所有していたのに対し、人口比9.6%のブーラーマンの所有数は21村（1%）だけであった⁽¹¹⁾。

1928年に中部のラーイバレリー県においては、保有地総面積の66.08%が、

人口総数では6.5%を占めるにすぎないラージプートによって所有されていた。それにつづくのは、ブーラーマン（人口比10%）の6.06%，スイク教徒の3.59%，カーヤースタの3.05%であった⁽¹²⁾。

もう一つの例をあげると、1939年に西部のメーラト県では、県の総人口の11.9%を占めるジャートが保有地総面積の24.7%を、ムスリム（人口比2.3%）が15.2%を、ヴァイシャ（同3.8%）が14.7%を、ヒンドゥー教徒のターガ（同2.7%）が11.8%を、そしてヒンドゥー教徒のラージプート（同5.1%）が7.5%を所有していた⁽¹³⁾。

州全体についての最も代表的な数字は、バルジット・スィング教授らの調査結果であろう。それによれば、ザミーンダール権利を保有する世帯総数の半分強が高位カースト成員〔ブーラーマン、ターグル（ラージプートに対する尊称、以下ラージプートに統一して表記する）、ヴァイシャおよびカーヤースタ〕に属し、保有地総面積の57%を所有していた。ザミーンダール世帯の38%が中位カースト（アヒール、アラク、ブーミハール、グージャル、ジャート、その他25カーストを含む）に属し、土地の32%を所有していた。指定カーストに属するザミーンダール世帯は総数のわずか2%で、所有する土地は0.09%であった。さらに、ザミーンダール世帯の10%がムスリムに属し、土地の11%を所有していた⁽¹⁴⁾。

ついで、UP州の土地改革以前の耕地保有（自作、小作ともに）のカースト別分布をみると、所有面でみるとより中位諸カーストの割合が増加し、人口比にはほぼ相応していた。標本世帯数の28.5%を占める高位カーストが耕地総面積の44%を保有し、世帯数の13.45%を占める指定カーストは耕地の8%ほどを保有していた⁽¹⁵⁾。高位カーストの耕地面積の割合が所有面積に比して少ないことは、不耕作地主の割合が高位カーストの間で大きいことを意味するものである。

バハラーライチ県の実際の耕作者は、村をまったく所有していないアヒール（人口比11.6%），クルミー（同10.2%），チャマール（同7.3%），コーリー（同4.7%），ロド（同4.1%）などであった⁽¹⁶⁾。ラーイバレリー県ではラージプート

の所有面積は全保有地の66%を占めていたのに、耕作地の割合はわずかに17%であった。逆に、同県のブーラーマン、クルミーやマトゥラー県のジャート、ラージプートは所有面積よりも耕作面積の割合が大きい。これは借り入れ地をもつ自小作農であったことを意味する。また、ラーハイバレリー県のムライ、アヒール、カーチー、マトゥラー県のガダリヤー、カーチー、チャマールのように所有地がまったくないのに、耕作地を保有しているのは、純粹な小作人である⁽¹⁷⁾。バハラーライチ県の場合も同様であった。

土地を所有もせず、また借りることもできなかつた者は、農業労働者として生計をたてるしか途が残されていなかつた。このような者は主として低位諸カーストに属していた。S・ミスラが西部で実施した調査結果によれば、農業労働者世帯標本数4800のうち、47.8%がチャマール、ドゥサド、ドム、コーリー、パーシー、ダースク、バーンギー、ムスリム・ジュラーハーなどの低位諸カースト成員であった。50.6%はクルミー、アヒール、カーチー、ジャート、グージャル、ローハールなどの中位諸カーストの成員であり、高位諸カーストの出身はわずかに1.6%であった⁽¹⁸⁾。

2. 農業生産過程

農業生産過程を詳細に分析するためには、農機具、家畜、肥料、灌漑、種子などの労働手段と労働対象をも検討しなければならないけれども⁽¹⁹⁾、本章の主旨から生産過程における土地所有者・利用者と農業労働者との関係を中心みることにする。プラントの指摘している高位諸カーストによる社会的威信維持のための三つの慣習が、この過程で重大な影響を及ぼす。

バヌティー県では「(土地の) 80%が高位カーストのヒンドゥー教徒によって所有されている。彼らは犁の木製柄に触れることを罪であるとみなしている」⁽²⁰⁾、あるいは、ウンナーオ県では、「ザミーンダールと自称する者は大多数が犁耕者を雇っており、だれ一人として家族が野良にてて働くことを許さない」⁽²¹⁾とか、「ラージプートとブーラーマンは誇り高くて、自分では犁を扱わ

ず、耕作を軽蔑している。彼らは一般に雇用労働者を雇っている」⁽²²⁾と記録されている。1920年代後半に農民負債の状況を聴取した連合州銀行業調査委員会もこう記している。「血統正しいラージプートは犁に触ると穢れる。……妻は井戸から水を汲んだり、その他の家事をする婢女を必要とする。ラージプートの女性はパルダーを守り、したがって外へ出かけたり、野良で働きたりすることができない」⁽²³⁾。UP州の国勢調査報告書、県地誌、その他種々の調査報告書には、このような記述がふんだんに目につく。

UP州の東部と中央部の多くの県では、土地所有の面で大きな割合を占めているラージプート、ブーラーマン、それにブーミハール、カーヤースタ、ヴァイシャの諸カーストの成員の多くは、雇用労働に依存する農業経営を営んでいたといえよう。

このことは高位カーストのなかの土地を所有する者に限られず、小作人の場合でも同じであった。アワドでは「ブーラーマンの耕作者が多いが、望ましいことではない。怠惰で、いい加減である。その二つの集団のうちのカナウジアは、他の集団のサルワーリアに比べると、威信にあまりこだわらない。前者は自ら犁を動かしているのをみかけるが、後者は常に犁耕者を雇っている」⁽²⁴⁾。

問題はそのような雇用労働の性格である。

バハラーライチ県について、つぎのような記述がある。「ゴグラ河の東の地方ではサーワク制度が一般的である。その下ではロド、チャマール、コリー、クルミーの4カーストに属する男が、農民から前借りを受け、自分一代の間または負債を払い終わるまで、債務農奴になる。自分だけでなく、その子供まで何世代にもわたって縛り付けることになる。……このような男は犁耕者また刈取り人として働いたすべての作物の6分の1を受け取ることになっている。実際の分け方は異なっており、10パンセリ、すなわち50セール(地方の)をもとにして、そのうちから犁耕者が1.5パンセリを受け取り、その妻が半パンセリを与えられる。ただし、後者は主人の家の穀物を挽き、牛糞燃料をつくるという条件である。……犁1台につき1人のサーワクがいる。平均7.5

エーカーにつき 1 台の犁が認められる。……アヒールはいやいやながらサークをせざるをえない場合もある」⁽²⁵⁾。アワドの北部諸県でもコーリー、チャマールの多くは「実際には債務奴隸である。子供とともに何代にもわたって、昔の買取り金の質として続いている。カーストの名誉のために犁に触れることができないチャットリー（ラージプートのこと）やブラーマンの主人のために犁を扱っている。彼らは村居住区から離れた一廓に豚とともに住んでいる」⁽²⁶⁾。このような季節雇、年雇、あるいは常雇の農業労働者の呼び方は地域によって異なっていた。ハルワーハ、バーターティア、マヒングール、ナウカル、メランティ、マズールなどであるが、一般的にはハリー、ハルパティ、またはハルワーハあるいはカミーンと総称されていた。1931年国勢調査によれば、UP州のチャマールの就業者数は507万5000人で、そのうち農業従事者は70.1%にあたる355万9000人であった。後者のうち、実に80%が常雇農業労働者（ハルワーハ）であった⁽²⁷⁾。

高位カースト成員の手中への土地所有の集中、人口増加および工業化の遅れによってもたらされた安価な労働力の供給に加えて、上に述べたようなカースト制に基づく偏見、高位カースト成員たる地位を誇示するための非生産的支出などが、農業部門における資本形成のテンポを遅らせる要因になった。中部のハルドーイー県のある村にはラージプート、カーヤースタ、ブラーマン、カルワールに属する40家族の土地所有者がいた。彼らはすべての農作業に雇用労働を用いており、そのための賃金が生産費総額の半分を占めていた。他の農民は灌漑と除草を除いては、すべての作業を家族成員で遂行していた⁽²⁸⁾。この点で興味深いのは、負債を負っている農民の割合が、高位カースト成員の間での方が大きい、という連合州銀行業調査委員会の調査結果である⁽²⁹⁾。

以上のような東部、中部と対照的なのが、西部、とくに上ドアープ地帯であった。メーラト県はUP州の農業生産において最も進んでいるといわれるが、それはヤムナー河とガンガーレー河からの用水路によって灌漑される土地の割合が大きいということのほかに、勤勉と巧みな農作業でもって有名な

ジャート成員が自作地主・自作農・自小作農として大きな比率を占めていること⁽³⁰⁾、さらに彼らの女性成員もまた野良での農作業に従事することが⁽³¹⁾、その重要な要因として挙げられている。その影響を受けたものであろうが、ここではラージプートも「州の中北部や東部の諸県でラージプートの不利益になっているような、犁に手を触れないというカースト規制を受けていない」、また「ブーラーマンは自分の土地を耕作している注意深い、骨身惜しまず働く小規模所有者である」⁽³²⁾。

このように、雇用労働力の量は、保有地の規模だけでなく、耕作者のカースト規制によっても規定される。B・スイング教授の調査結果によれば、ザミーンダールの自耕地(シールおよびフトカーシト)のうち、個人的に耕作されていたのは44%弱であった。それに対して、小作人の保有する土地で雇用労働を用いて耕作されていたのは、わずかに20%であった。規模別では3エーカー以下の零細規模においてさえ、個人的に耕作されていたシール、フトカーシト(手作地主の自耕作地)の割合は34.2%にすぎなかった。それに対し、小作人の場合には94%が自家労働で耕作されていた⁽³³⁾。

しかし、土地の細分化にともない外部労働を雇用する余裕のなくなった高位カースト農民が自ら耕作する例もみられるようになっていた。ラクナウー県の一村では、ブーラーマン、ラージプートのような高位カーストの何人かはその土地を耕作はじめていた。「経済的諸力の圧力の下に、犁に触れることが地位をおとしめるものでないとされるようになった。クシャトリヤ・サバーはその会員に対して、農業を職業として行うことは望ましいことであると勧める決議を採択した」⁽³⁴⁾。

土地所有に占める割合は小さいが、小作人として比重の大きかったクルミー、アヒール、ムラオ、カーチーに関しては、以下のような記述が残されている。アワドのクルミーは、勤勉、清潔で、インドでもとくに優れた耕作者である。あるいは、クルミーとムラオは最良の小作人であり、最も勤勉で、成果の多い耕作者であり、また最も温和で、尊敬に値する社会構成員で、その特質は北インド全体に知れ渡っている⁽³⁵⁾。ラーハーリー県の「アヒール

は、常によき、勤勉な耕作者である。彼らの多くは大規模な保有地をもち、繁栄している」⁽³⁶⁾。ラクナワー県では「アヒールの大部分が農業に従事しており、農村社会のバックボーンをなしている。彼らは優秀な、骨身を惜しまず働く耕作者である」⁽³⁷⁾。

ムラオ、カーチー、マーリーは耕作者としては最高であり、主として蔬菜やタバコ、ケシのような高価で、手の掛かる作物の栽培に専心していた。たとえば、ファルッカーバード県のガンガー河対岸の三つの郡では、カーチーは小面積の耕地を保有し、肥料を完璧に施し、灌漑を行い、高品質のケシと市販蔬菜を栽培していた⁽³⁸⁾。

3. 農業経営の類型区分

カーストの一つの特徴として、職業の世襲性があげられる。しかし、農業はどのカーストにも開かれた職業であった。経済的条件によって、どのカーストにおいてもカーストの伝統的職業と実際に従事する職業とに違いが生じてきていた。1931年国勢調査に基づいて主だったカーストの伝統的職業と農業の従事者の割合をみたのが第3表である。

伝統的職業への依存度が高いのは、ヴァイシャ、テーリー、ソナール、ナーラー、ダルジー、ハルワーラー、ドービー、モチー、バーンギーなどのように、工場製品と競合しない日常生活消費財やカースト制度のもう一つの特徴である淨・不淨の観念や儀礼に関連する職業の者であった。高位カーストではラージプート、ブーミハールは当然として、ブラーマンのなかでも農業従事者の割合の高いのが目立つ。耕作に従事する者のなかではジャート、アヒール、グージャル、クルミー、コイリー、カーチー、ムラオなど、いわゆる農耕カーストの割合がきわめて大きい。チャマール、ロド、ケーワト、ルニヤー、カハルなどの低位諸カーストの農業労働への依存度が高い。

以上述べたところから、農業経営主体と雇用労働との関係からみて、独立以前のUP州における農業経営をおおまかに三つの類型に区分することがで

第3表 UP州のカースト別人口比と就業者の割合（1931年）

(%)

カースト	伝統的職業	人口比	就業者の割合		
			伝統的職業	耕作	農業労働
ブラーマン	僧職	9.18	15	71.8	2.2
バト	詩人・系図屋		10	58.4	8.3
ブーミハール	土地所有・耕作			94.2	0.9
ラージプート	軍事・公務・地主	7.57	45	44.0	2.7
シェイク	ムスリム軍事	3.21			
パターン	非耕作地主	2.21		49.8	8.0
カーヤースタ	書記		36	30.9	0.9
ヴァイシャ	商人	2.54	60	23.0	2.5
ジャート	地主・耕作	1.63		87.5	5.0
アヒール	家畜飼育・売買	7.85	14	71.1	11.1
グージャル	畜産		11	79.1	3.8
クルミー	耕作	3.54		83.7	9.5
ガダリヤー	羊飼	2.05	26	56.7	12.6
コイリー	耕作			82.6	10.0
カーチー	野菜作り	1.41			
ムラオ	耕作	1.29			
ジュラーハー	織工	2.03	45	27.8	10.1
テーリー	搾油	2.03	56	39.0	6.7
コーリー	織工	1.86			
クムハール	壺作り	1.57	42	37.3	10.6
バルハーハーイー	大工・木工	1.19	40	42.7	5.0
ローハール	鍛冶・鉄工	1.19	32	48.4	7.3
ソナール	金銀宝石細工		67	19.1	1.8
ナーイー	床屋	1.83	51	31.9	4.1
ルニヤー	哨石・土工		12	59.6	20.0
ダルジー	縫製工		71	21.7	3.5
ドゥニヤー	綿梳き		20	46.6	16.6
カハール	召使・駕籠担ぎ	2.33	44	42.7	9.9
ハルワーハーイー	菓子作り		60	18.9	4.6
カルワール	酒作り・売買		6	47.5	5.6
パーシー	地酒作り	2.94	2	55.9	30.7
ロド	耕作・農業労働	2.22			87.7
ケーワット	船頭・漁師	1.11	5	63.4	24.1
ドービー	洗濯人	1.59	63	32.9	7.1
モチー	靴作り		56	12.1	6.1
チャマール	皮革鞣し	12.72	5	35.5	46.9
バーンギー	掃除	1.01	75	12.4	7.1

(注) (1) 人口比は総人口（4978万人）の1%以上のカーストのみ。

(2) 農業従事者は稼得者のみ。農業部門の就業者数は2022万人で、就業者総数の75.4%であった。

(出所) *Census of India, 1931, Vol. 18, Part 1: United Provinces of Agra and Oudh*, pp. 438-442, 619-620.伝統的職業従事者の数字はBlunt, E., "Economic Aspect of the Caste System," Radhakamal Mukerjee ed., *Economic Problems of Modern India*, Vol. 1, p. 80.

きよう。

第1は、雇用労働、とくに低位諸カースト、なかんずくチャマールの隸属的労働に依拠するラージプート、プラーマン、ブーミハール、カーヤースタ、ヴァイシャなどの高位諸カーストの地主手作型経営である。しかし、このような低位諸カースト成員の労働力に依存する農業経営は耕作地主にかぎられるものではなく、高位カースト成員であるという生得の社会的地位、身分にかかわる、慣習的に遵守されてきたカースト規制によって支えられていたものであるゆえに、高位小作人の間でも広く行われていたものと推察される。

第2は、西部のジャート、東部と中部のクルミー、アヒールに典型的にみられるような家族労働を主体とする自作農型経営である。その他西部のグージャル、ターガ、ティヤーギーもこの類型にいれられよう。

第3は、自作農型の変形ともいえるが、ムラオ、カーチーのような特定の作物に専門化した專業経営である。

第3節 1960年代後半以降のカースト制度と農業生産

1. カースト制度と土地の所有・利用

独立後のUP州における土地の所有・利用関係に影響を与えたのは、1950年ザミーンダール制廃止および土地改革法、60年の土地保有最高限度設定法と72年に施行されたその改正法であった。

土地改革以前にザミーンダールが所有していた土地面積は約4130万エーカーであった。UP州政府はそのうちのほぼ3900万エーカーを、補償金16億130万ルピーを支払って収用した。収用地のなかの耕地総面積は3670万エーカーであり、その82%が種々の小作権の下で保有されていた。土地改革により、そのほとんどすべてがブーミダール権および事実上所有権に変わりないシールダール権の下にはいった⁽³⁹⁾。その恩恵を被った世帯数は700万に及んだ⁽⁴⁰⁾。

前節で検討したカースト別的小作地の分布からみて、この利益を受けたのは中位諸カーストの農民が主であったと推察される。

1960年土地保有最高限度設定法はさほど大きな成果をあげなかった。しかし、1972年のその改正法は元の法律に比して、かなり急進的なものであつた⁽⁴¹⁾。その実施により74万6000ヘクタール(184万エーカー)が余剰地としてでてくるものと予定されていたけれども、1978年10月までにUP州政府が実際に収用したのは27万4665エーカーにすぎなかつた。そのうち実際に配分されたのは、18万7596エーカーであり、1300エーカーは耕作に適しないものであり、残りの約8500エーカーは法廷で係争中であった。土地再配分の受益者は16万2074人の土地を持たない者であった。うち、74.7%にあたる12万1095人が指定カースト・種族に属する者であった⁽⁴²⁾。

独立後の土地制度の変革がカースト制度と土地所有・利用との関係に及ぼした影響を、いくつかの事例調査に基づいて具体的に検討してみよう。

東部のバティー県バンワプル・ブロックとゴンダー県ババニヨト・ブロックにおいて1970年代後半に実施されたと思われる調査結果によると、標本世帯数560の土地改革前後の土地所有・利用に基づく地位の変化は第4表の

第4表 バティー県とゴンダー県における土地改革による変化
(単位:世帯、カッコ内%)

地 位	1952年以前の世帯数	地 位	1952年以降の世帯数
ザミーンダール (地主)	150 (26.8)	ブーミダール (土地所有者)	150 (26.8)
カーシトカール (小作人)	188 (33.6)	シールダール (占有小作人)	188 (33.6)
マズドゥール (土地なし農業労働者)	150 (28.2)	土地被分与者 土地購入者	110 (19.6) 50 (8.9)
その他 (土地なしサービス、手 工業、商業)	64 (11.4)	土地なし(農業労働者、そ の他)	62 (11.2)
計	560 (100.0)	計	560 (100.0)

(出所) Pathak, S.N., *Land Reforms and Change in Rural Society*, Illahabad, Chug Publications, 1987, p. 77.

とおりであった。

ザミーンダールからブーミダールへ、カーシトカールからシールダールへの変化は、ザミーンダール制廃止および土地改革法の施行の結果生じたものであった。土地の被分与者は1960年土地保有最高限度設定法と72年のその改正法の実施により、土地を取得した者であった。1976年にはシールダールも自動的にブーミダールにされたので、現在では土地に対する権利からみれば、譲渡、使途に対する若干の制限を除いては、旧地主も旧小作人も、また土地再配分の受益者もほとんど区別がない。単位面積当たりの地税額も1920～30年代に査定されたままである。

上記のような土地制度の変革がカースト別の土地所有者分布に及ぼした影響をみたのが、第5表である。

土地制度の改革により土地所有者になったのは、標本世帯数560のうち188であるが、それをカースト別にみると、ヒンドゥー教徒ではブラーマン77(41%)、マッラー21(11%)、ムラオ16(8.5%)、クルミー15(8%)、その他バラーリー、テーリー、クシャトリヤの順であった。中位諸カーストは合わせて45.7%を占めていた。ムスリムは17世帯で9%であった。これから類推して、前節でみたように、県によってはブラーマンが小作人としてかなり比重が大きかったので、ザミーンダール制廃止で利益をえたのは、高位諸カーストではブラーマン、それに種々の中位諸カースト、なかでもクルミー、ムラオ、カーチー、ここではでてこないがアヒールなどであったといえよう。

これに対して、土地保有最高限度設定法の受益者が指定諸カーストに多かったことは、第5表からも明らかである。土地購入による者(50人)と再配分を受けた者(110人)とを区別できないが、以前土地を持っていなかった者で現在土地所有者になっている者の総数160人のうち、72.5%にあたる87人が指定カーストに属している。とくにチャマールが64人で単独で40%を占めているのが注目される。これと関連して重要な措置は、1971年に土地改革法が改正されて、同年5月24日以前にガオン・サバーの所有する土地に家屋を建設していた農業労働者、村職人、指定諸カースト・種族成員がその敷地の所

第5表 東部2県におけるカースト別土地所有状況

カースト	ヒンドゥー教徒の比率	旧 地 主			旧 小 作 人			旧土地なし			土地なし			
		15~25	25~50	50~75	75~100	100以上	2以下	2~5	5~10	10~15	2以下	2~5	5~10	0
ブラー・マン	40.9	20	22	20	16	3	28	19	25	5	12	6	6	18
クシヤトリヤ	4.9	4
ヴァイシャ	3.3	4	4	4	8
カーヤースタ	0.8	2	2
クルミー	<u>49.9</u>	<u>4.1</u>	<u>5</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>10</u>	<u>5</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>4</u>	<u>...</u>	<u>2</u>
テーリー	2.5	8
マツラー	3.7	21	7
ムラオ	1.7	2	12	4	6
ナーライ	2
グワーラー	2.1	8	4
バラーラー	0.4	10
カハル	0.4	1	1
クンバカル	0.4	2
ローハール	0.8	1	1	2	...
バルハイー	0.4	2	2
ブージ	<u>0.4</u>	<u>16.1</u>	<u>...</u>	<u>14</u>	<u>...</u>	<u>...</u>								
ドービー	<u>2.9</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>60</u>	<u>4</u>	<u>24</u>
チャマール	<u>18.2</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>7</u>	<u>...</u>	<u>3</u>
ダーリー	<u>2.1</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>2</u>	<u>...</u>	<u>2</u>
パーシー	<u>0.8</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>...</u>
ムスリム	<u>24.0</u>	<u>21</u>	<u>11</u>	<u>6</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>7</u>	<u>10</u>	<u>...</u>	<u>...</u>	<u>8</u>	<u>2</u>	<u>...</u>	<u>5</u>
計		48	35	30	22	15	120	38	25	5	124	26	10	62
標本数の比率	560	8.6	6.2	5.4	3.9	2.7	21.4	6.8	4.5	0.9	22.1	4.6	1.8	11.1

(注) (1) 標本数のカースト別分布の割合は、すべてのカーストについては与えられていない。

(2) ムスリムの76というものは標本の実数である。

(出所) Pathak, S.N., Land Reforms and Change in Rural Society, Illahabad, Chug Publications, 1987, pp. 90-91.

有者として認められたことである。また、保有地統合官はすべての村において指定カーストの居住区のために土地を保留するように指示された。1979年初めまでに123万6139世帯以上が家屋敷地を分与された⁽⁴³⁾。土地保有最高限度法の施行される前に土地を売り急いだ所有者もいたが、上表から判断して土地を購入して所有者になった者の割合はブーラーマン、ヴァイシャに多かったものと思われる。

カースト別の所有規模別分布をみると、ブーラーマン、クシャトリヤの旧地主は依然として大規模所有者であるのに対して、旧小作人であったブーラーマンおよび中位諸カースト成員は2エーカー以下の零細規模世帯に多い。元の土地なし層も大部分が零細な所有者となった。パタクの調査報告書には、カースト別の土地所有面積の数字があたえられていないけれども、上のことから判断して土地改革前後では耕作規模別のカースト世帯分布には大きな変化がなかったといってよかろう。

他の論文⁽⁴⁴⁾で紹介したジョンプル県ドービー・ブロックおよびブランドシャハル県の一村におけるカースト別の土地所有状況も同じような傾向を示していた。その他の調査でも同じような結果が報告されている。たとえば、東部のガージープル県のビラリアガンジ・ブロックでは、人口では15%であるブーラーマン、ラージプート、ブーミハールの3カーストが土地の3分の1を所有していた。中位カーストのアヒールは人口でも土地所有でも約20%を占めていた。それに対して、人口では21%以上を数える指定諸カーストは、わずか7%の土地しか所有していないかった。この地域ではクルミーは数的に少なかった⁽⁴⁵⁾。

中部のラクナウー県のラドプル村では、総世帯数84の19%を占める高位2カースト（ブーラーマン、ラージプート）16世帯が、村の総耕作面積329エーカーの49.3%を所有していた。農耕カーストのクルミーは世帯数では7.1%，耕地面積では23.4%であった。対照的に、世帯数で21.4%のパーシーは、耕地面積では10.9%であった。チャマールはそれぞれ25%，7.3%であった⁽⁴⁶⁾。クルミーの多くは、土地改革後に土地所有者になったものであった⁽⁴⁷⁾。同県のパ

ンブル村は高位カーストのいない、アヒールが数的に優越するところであった。総世帯数70の57.1%を占めるアヒールが、耕地総面積198エーカーのうちの75.8%を所有していた。彼らは独立以前には他の村に在住するザミーンダールの小作人であったが、土地改革後土地所有者になったものであつた⁽⁴⁸⁾。パーシーとチャマールはそれぞれ、世帯数では27.1%, 2.9%，耕地面積では17.2%，2%であった⁽⁴⁹⁾。

ワーラーナシー県のアルンブル村においても、状況は同じようなものであった。総世帯数1047の27%であるブーミハールが、土地総面積504ビーガー(1ビーガー=0.67エーカー)の63%を所有していた。ブラーマンは世帯数では4.6%，土地所有では6%であった。世帯数で18.7%のクルミーは、土地所有では21%を占めていた。これに対して、チャマールはそれぞれ24.3%，1%にすぎなかつた⁽⁵⁰⁾。同県のニカント村についても同じような状況が報告されている⁽⁵¹⁾。

1979年に、西部のブランドシャハル県のミルプル村では、耕地総面積が250ヘクタールあった。土地改革後旧ザミーンダールが36ヘクタールを自耕地としてそのまま継続して所有していた。改革以前にすでに占有小作権を保有していたジャート農民のすべてが、ブーミダールまたはシールダールに転化した。人口では31%を占めるジャート農民が、全体で耕地総面積の55%ほどの138ヘクタールを所有していた。ブラーマンは人口では5.8%，土地所有では5%を占めていた。人口の11%のロドは、約13%の土地を所有していた。対照的に、人口では18%のチャマールは、土地所有では7.6%であった⁽⁵²⁾。

2. 農業生産過程

独立以前にUP州の東部と中部に顕著に認められた、低位諸カーストの隸属性の雇用労働に依存する高位諸カーストの地主手作型経営は、土地改革後消滅したであろうか。種々の調査報告書によると、必ずしもそうではないという印象が強く残される。

カースト別の耕地規模別土地所有分布に大きな変化をもたらすことなく実施された土地改革の結果、高位諸カーストの間に多い大規模農民層が村落社会開発、パンチャーヤティー・ラージ、農業協同組合、種々の制度金融、多収量品種計画など政府の農業政策のもたらす利益のかなりの部分を享受し、農民階層規模間の格差を一層拡大させることになった。零細・小規模農民層が改良種子、化学肥料、改良農法などいわゆる規模中立的な技術の恩恵にあらずからなかったわけではない。だが、土地を主とするもともとの資産所有格差に加えて、カースト制度に基づく上下意識が存続して、経済的、社会的格差をさらに増大させていくようにみえる。

ワーラーナシー県のアルンプル村では、土地改革後導入された種々の開発行政制度とそれを通じる財政資金や農業投入財の州政府による散布は、つぎのあい矛盾する二つの効果をもたらしたと指摘されている。(1)伝統的な権力集中を継続させ、強化したこと、(2)政治的活動の分野を拡大したこと。村の有力者のなかで積極的な者は村の領域をはるかに越えた政治活動に従事するようになり、他方そのような可能性はこれまで「力のなかつた者」(the little men)にも開けてきたこと。高位カーストの大規模農民は自らパンチャーヤト委員や地区評議会委員、協同組合役員、さらに県参事会委員となったり、カースト的血縁関係や教育を受けた都市中間層の母体としての役割に基づく外部世界との旧来の人的関係を媒介に、行政を通じる開発資金や資材の配分を牛耳ることにより、自らの経済的、政治的地位を一層強めることができた⁽⁵³⁾。この村では1968、69年頃でもいくつかの低位カーストの家族がジャージマニー関係または過去に受け取った金品あるいは恩顧によって、別々のブーミハールに緊縛されていた。チャマールの大部分は土地を所有しておらず、他に職業の機会もなく、農業労働に依存せざるをえなかつた。季節雇いまたは年雇いとして、主人(マーリク)の土地の犁耕、播種、灌溉、刈取り、家畜の世話、その他の肉体労働をし、その報酬としてわずかの土地の耕作を認められ、そのほかに若干の金品を与えられていた。高位カーストの農民の多くは、この種の犁耕者を1人雇っていた。大規模農民(20ビーガー以上の者)はさら

にもう1人抱えていた⁽⁵⁴⁾。

同県のニラカント村には1964年から78年の間に、生活状態にまったく変化のなかったチャマールがいた。彼は地主のために常雇労働者として働いており、地主が低位カーストの者に加える抑圧に苦情を述べていた⁽⁵⁵⁾。

ブーラーマンのなかには、指定カースト成員の雇用労働に依存して所有地の一部を耕作する一方で、残りの土地を違法に貸し出している者もいる。ワーラーナシー県のデヒア村では、ブーラーマンの土地所有者は土地の半分を貸し出しており、半分は常雇労働者を使って耕作していた。ミルダドプル村でも村の土地のほとんど全部を所有しているブーラーマン成員は、所有地面積の40%を貸し出していることを認めていた。貸出し地の割合は実際にはもっと大きかったが、違法であるので過小に報告していたといわれる⁽⁵⁶⁾。

1965～66年に調査されたラクナワー県のラドプル村ではブーラーマンとラージプートは犁に触れず、雇用労働を用いて耕作していた⁽⁵⁷⁾。チャマールの何人かは土地を持っており、耕作者として働いている。しかし、大部分は労働者または召使として働いていた⁽⁵⁸⁾。

しかし、高位のカーストの者でも自ら耕作するようになるという、すでに独立以前から認められていた傾向が次第に強まってきているように見える。この傾向はこれまでに指摘されてきた耕地の零細化という要因に加えて、いかに零細な規模であろうと自分の土地を所有し、さらに行政を通じる権利主張の方法を習得してきた低位諸カーストの政治的、社会的目覚めにより隸属性労働をする者が減ってきたことによっても促進されている。

バスティー県とゴンダー県の調査では、耕地で実際に肉体労働をしない高位カースト成員は、標本数244人のうち12.7%の31人だけであった。彼は雄牛またはトラクターと労働者を雇うか、常雇労働者に自分の農具を使わせて耕作している⁽⁵⁹⁾。多くのブーラーマンの農民はみずから犁耕も行っている⁽⁶⁰⁾。土地を所有していないブーラーマンの多くは儀礼の祭司として生計を立てている。他人から賃金を与えられて肉体労働をすることは避ける。やむをえない場合には牛車引きや大地主の差配として働く場合もある⁽⁶¹⁾。ラクナワー県でも、

ラージプートとブーラーマンは、所有地規模が小さい場合には、自ら耕作することもある。しかしながら、そのような者でもカースト内における自らの地位を維持するために、犁耕作業だけは低位カーストに属する労働者に行わせている。一般的にはブーラーマンは都市にてて、非肉体労働に携わることを好む傾向が認められる⁽⁶²⁾。

土地を所有することになった低位カースト成員が隸属性的な農業労働を拒否することに対して、比較的規模の大きい高位カースト農民がとった対抗措置が機械化であった。トラクターによる耕作は不淨であるとは考えられていない⁽⁶³⁾。

以上のように、地主手作型農業経営はいまだに確固として存続しているところもあったし、またしだいに変質しつつあるところもあった。同一の村内においても種々の変型が認められた。独立後のUP州のみならずインド全体ではこのような経営形態の内実を考慮することなく、一律に監督的農民(supervisory farmer)、企業家の農民(farmer)、あるいは資本家の農業経営者(capitalist farmer)と呼んでいる。

ラクナウー県ラドプル村のカースト別農業経営形態の分布をみたのが第6表である。

この村の場合でも、日雇い農業労働者として雇われているのは低位カーストの成員、なかんずくチャマールであった。

東部9県における農業労働者世帯のカースト別分布をみたのが、第7表である。

西部の自作地主・自作農型農業経営についての詳しい調査報告はみあたらない。ブランドシャハル県のミルプル村では、ジャートは勤勉と進取的精神で有名であり、最良の農耕カーストの一つに数えられる。同時に、ブーラーマン、ヴァイシャ、とくにロド・ラージプートも優れた農民である、といわれる⁽⁶⁴⁾。

サハーランプル県のガンダル村では村の土地の総面積の約半分を所有するヒンドゥー教徒のティヤーギーは自らをブーラーマンとみなしてはいるが、司

第6表 カースト別世帯数、所有地面積、および主たる職業
(単位:世帯、かつこ内%)

カースト	世帯数	所有地 (エーカー)	主たる職業						
			監督農業	自作農	自小作農	小作農	農業労働	非耕作地主	その他
プラー・マン	7 (8.3)	45 (13.7)	1	4				2	
ター・クル	9 (10.7)	117 (35.6)	6	3					
クルミー	12 (14.3)	77 (23.4)	3	6	2				1
ガダリヤ	6 (7.1)	10 (3.0)		3			2		1
マーリー	3 (3.6)	6 (1.8)		1			2		
ブージワ	2 (2.4)	3 (0.9)						1	1
テーリー	2 (2.4)	3 (0.9)		1			1		
ナーラー	2 (2.4)	6 (1.8)		1					1
パーシー	18 (21.4)	36 (10.9)		11	1	2	3		1
チャマール	21 (25.0)	24 (7.3)		3	2	1	11		4
ダーヌク	1 (1.2)	0 (0.0)							1
ダルジー	1 (1.2)	2 (0.7)							1
計	84 (100.0)	329 (100.0)	10	33	5	3	19	3	11

(注) 1) 村内の総耕地面積のうちの所有地。

(出所) Dasgupta, Satadal and G.R. Madan, *Community and Agriculture in Two Indian Villages*, Calcutta, Editions Indian, 1978, p. 79.

祭職は行わず、農業を主たる職業としている。村の農業世帯の平均耕地面積が7.36エーカーであるのに対して、ティヤーギー世帯のそれは35エーカーであった。聖紐を身につけず、プラー・マンとしてのカースト規制にも従わない。農業の技術改良に熱心で、トラクター、管井戸、改良農法の導入がひろく行われている。かつては、村内のチャマールがティヤーギー農民の必要とする雇用労働を提供していたけれども、教育の普及や政府の種々の保護措置の効果により、チャマールは他のもっと賃金のよい職業に就くようになった。このため、UP州東部やビハールからやってくる低位カーストの農業労働者がそれに代わるようになってきた⁽⁶⁵⁾。

第7表 カースト別農業労働者世帯の割合

(%)

県	チャマール	バール	バーシー	バニカス	ゴンド	ムサハル	クルミー	ビーン	ケーワト	ジュラハー
ワーラーナシー	83	—	—	—	—	—	11	6	—	—
ミルザブル	46	—	—	12	15	8	19	—	—	—
ガージブル	50	45	—	—	—	—	—	—	—	5
バリヤー	47	44	—	—	—	—	—	—	—	9
ゴラクブル	77	—	—	—	—	—	—	—	12	11
デオリヤー	81	9	—	—	—	—	10	—	—	—
バスティー	82	—	9	—	—	—	—	—	9	—
アーザムガル	65	28	7	—	—	—	—	—	—	—
ジョーンブル	65	25	10	—	—	—	—	—	—	—
東UP州	65	20	3	1	1	0.8	3.8	0.4	2	3

(出所) Pandey, Purushottam, *Inequality in an Agrarian Social System*, New Delhi, Marwah Publications, 1984, p. 113.

(原資料) Srivastava, R.S., "Agricultural Labour in Eastern Districts of Uttar Pradesh: A Sample Survey."

東部のワーラーナシー県のティアリ村のように中位カーストが土地所有の面で優越する村では、純粹に近代的な農業経営の発達も認められた。ここでは家族数で13.6%のクルミーが村の土地総面積の4分の3を所有しており、常雇労働者を使って耕作し、自らは監督作業だけをしていた。しかし、彼らは耕作の技能に秀でており、いつでも自ら肉体労働をすることをいとわなかつた。彼らの言うところによれば、「土地と労働から最良の成果を上げようとするならば、すべての作業で自ら先にたってやり、労働者が後からついてくるようにしなければならない」⁽⁶⁶⁾。農場を機械化し、肉体労働を常雇労働者やその他の労働者に委ねているために、クルミーは農場外の作業、官吏や商人との交渉・交際に時間を割き、農業を一層近代化することができた⁽⁶⁷⁾。

ラクナウー県ラドブル村のクルミーは最良の耕作者である、といわれている。全般的に彼らは自分の土地を自ら耕作している。所有地が少ない場合には、借り入れることもある⁽⁶⁸⁾。ラージプートに比べて、クルミー農民の所有地は小さく、資産も少ないが、伝統的に農民カーストとしての技能、時間、関心を農業に注ぎこんでいる、といわれる⁽⁶⁹⁾。したがって、改良農機具、改

良家畜飼育法、改良種子、有機・化学肥料、病虫害予防、改良農法の採用の程度をみると、一番高いのはクルミーであり、ついで高位カースト農民、アヒール、低位カーストの順であった⁽⁷⁰⁾。

1960年代後半以降に実施された農村調査報告書には、残念ながらムラオ、カーチー、コイリーなどの特定作物の専業カーストに関する記述はみあたらぬ。

むすび

本章は、UP州における経済地域別の農業生産性格差を説明する一つの要因として、カースト制度と農業生産との関係のあり方を基準にして区分される農業経営類型に求められるのではないか、という仮説から出発し、19世紀末から独立直前にかけての種々の調査記録・資料に基づいて農業経営を手作地主型、自作地主・自作農型、特定作物専業型の三つの類型に区分してみた。そして1965年以降実施された農村調査の報告書に基づいて、農業経営の3類型にどのような変化が生じてきているのかを検討してみた。

数量的には確定できないが、低位諸カーストの隸属性の労働に依存する高位諸カースト(とくにラージプート、プラーマン、ブーミハール、カーヤースタ)の大規模な手作地主型経営が東部、中部ではいまだにかなり広く行われていることが確認された。東部のクルミー、アヒール、西部のジャート、ティヤギー、ターガのような中位諸カーストによる自作農型経営も小農民の間で一般的であることが認められた。高位カーストのなかで人口に占める割合の比較的に多いプラーマンとラージプートの農民の間では階層分化が進行しており、小規模層は自ら犁耕を行うようになり、自作農として中位カースト農民と変わりなくなっている者もかなりいることが明らかになった。圧倒的に自作地主・自作農型経営が優越しているジャートは通常中位カーストに位置づけられてはいるが、上ドーアープ地域では人口の点でも、位階制の点で

第8表 デオリヤー県の低位カースト農民と高位カースト農民の規模別分布
(単位: 農場数, かつこ内%)

農場規模(ha)	標本農場	低位カースト	高位カースト
1.04以下	33(22.0)	30(30.9)	3(5.7)
1.05~1.79	33(22.0)	25(25.8)	8(15.1)
1.80~3.07	31(20.7)	19(19.6)	12(22.6)
3.08以上	53(35.3)	23(23.7)	30(56.6)
計	150(100.0)	97(100.0)	53(100.0)

(出所) Singh, J.P., "Caste Institution and Production Efficiency of Farmers in Eastern Uttar Pradesh," *Indian Journal of Agricultural Economics*, Vol. 36, No. 3, July-August 1981, p. 37.

も、また土地所有の点でも支配的な地位を占めており、東部、西部でラージプートやブーラーマンの支配下にあるクルミー、アヒールのようなどちらかといえば小規模・零細自作農とは類型を異にするとみた方がよかろう。

したがって、経営類型による地域的農業生産性格差を論じる場合には、東部と中部におけるラージプートおよびブーラーマンの手作地主型経営とジャートの自作地主・自作農型経営を比較するのが妥当であろう。しかし、そのような資料が入手できなかったので、ここでは東部のデオリヤー県の15カ村から抽出された150家族に関するカースト別の農業経営に関する資料を紹介することにする。この150家族のうち伝統的に犁に触れないブーラーマン、ラージプート、カーヤースタの高位カースト農民に属るのは53家族、その他の97家族は低位カーストとして一括されている。標本農家の規模別分布は、第8表のとおりである。これまでに確認してきた事実と同じく、高位カーストの農民は大規模層に多く、低位カースト農業世帯では小・中規模層の割合が大きい。

これに基づいて、J·P·スィングはこう結論している。「東部UP州の高位カーストに属する農民は、低位カースト農民に比べて、より大規模な保有地をもっているだけでなく、より良質の土地と灌漑施設をもっている。このような有利な条件と高い教育水準のために、米と小麦の多収量品種の採用の程

第9表 デオリヤー県のカースト別農業経営の特徴（1967～68年）

項目	低位カースト	高位カースト	計
農場当たり純作付け面積 (NSA) (ha)	2.13	3.90	2.75
家族平均規模 (人)	5.12	9.83	6.78
農場当たり家族労働者数	2.99	2.14	2.67
(1) 男子	1.65	1.94	1.75
(2) 女子	0.95	0.11	0.65
(3) 児童	0.39	0.09	0.27
農場当たり常雇数	0.13	1.17	0.50
常雇を雇用する農民数	10	43	53
総労働日数に対する雇用労働日数 (%)	24.0	64.0	45.0
農場当たり雄牛数	1.71	2.26	1.91
一対の雄牛の平均価格 (ルピー)	727.00	818.00	756.00
家族の成人男子 1 人当たりの教育年数	1.59	5.73	3.05
多収量品種採用農民数 (%)			
(1) 稲	35.05	47.17	39.33
(2) 小麦	35.05	37.73	36.00
多収量品種播種面積の比率 (%)			
(1) 稲	24.92	30.67	27.40
(2) 小麦	22.37	29.78	26.27
NSA 1 ha当たり地税額 (ルピー)	8.58	10.26	9.42
NSA 1 ha当たり賃貸価格 (ルピー)	336.12	439.89	388.08
NSA灌漑地の比率 (%)	33.71	42.41	38.06
耕地利用度 $\left(\frac{\text{総作付け面積}}{\text{純作付け面積}} \times 100 \right) (%)$	149.50	109.24	129.34

(注) 土地の賃貸価額は土地の市場価額の 6 %で算出。地税額は農民が政府に実際に納入している金額。

(出所) Singh, J.P., "Caste Institution and Production Efficiency of Farmers in Eastern Uttar Pradesh," *Indian Journal of Agricultural Economics*, Vol. 36, No. 3, July-August 1981, p. 37.

度は低位カーストの農場におけるよりも高位カーストの方が高い。……こうして、カーストを結びつけられている耕作様式は東部UP州における農業の成績が悪いこととは関係ないといえよう。他方、耕作における農民の技術的効率は農場規模とともに増加している。結局、農民の生産効率に対する主たる制約要因は、大部分非経済的である保有地の規模の零細さにある」⁽⁷¹⁾。

しかし、この結論には疑問がある。高位カーストの場合には家族規模が大きく、保有地規模も大きいのに、家族労働力が少なく、常雇労働者を1人以上抱えている(以下は、第9表を参照)。とくに、女性労働力が低位カーストに比して少ない。これは女性隔離(パルダー)の現れであろう。結果として、作付け集約度に基づいて計算した総作付け面積をもとに、家族成員1人当たりの作付け面積を算出してみると0.43エーカーであり、家族成員に常雇労働者を加えた人数では0.39ヘクタールとなる。同じことを低位カーストの農場についてみると、0.62と0.61ヘクタールとなる。これは高位カースト農民が、土地生産性で低位農民よりも40~50%高くなれば、家族成員1人当たりの生産量で低位カースト農民よりも多くならないということを意味する。これは第1節で指摘したUP州の経済地域別の1人当たりの所得、食糧生産量、食料摂取可能量の格差にあい応じるものである。

UP州東部における手作地主型の農業経営類型は、カースト規制により農業に従事できない家族成員をかかえており、雇用労働への依存度が高くなる。しかも、その雇用労働は自由な労働というよりも、歴史的、社会的理由によりカースト制度では最も低位におかれているチャマールを主とする指定諸カーストに多い。東部における経済的後進性の一つの原因として、人口密度の高さがあげられているが、それは原因ではなくして、高位諸カースト農民による雇用労働需要を一因とする結果である、といえなくもない。

カースト制度と農業生産との関係を調査する場合には、単にカースト制度から階級制度へ、というモデルよりも、もっと精緻な理論的枠組みを必要としよう。この問題は本章の範囲を越えるものであるが、これに関してはA・ベテーユの論稿が最も優れたものであろう⁽⁷²⁾。

[注]—————

(1) Government of Uttar Pradesh, Planning Department, *Draft Seventh Five Year Plan (1985-90) and Annual Plan 1985-86*, Lucknow, 1985, pp. 191-192.

東部地域の問題点として指摘されているのは、以下のようのことである。(1)

人口の農業依存度が高く、保有地が零細であること、(2)洪水と旱魃の頻発、(3)塩害地が多いこと、とくにイラーハーバード、スルターンプル、アーザムガル、プラタープガル、およびジョーンプルの諸県、(4)橋梁が少なく、交通の便が悪いこと、(5)基本的インフラストラクチャーの欠如、(6)高い文盲率、そして(7)失業・低雇用問題が深刻なこと。ブンデルカンド地域は地勢的、土壤的に不利な地方であり、つぎのような問題をかかえている。(1)灌漑施設の乏しいこと、(2)耕作不可能な浸食峡谷が多いこと、(3)旱魃に遭い易いこと、(4)飲料水の不足、(5)農業の土地生産性が低く、耕地利用度も低いこと、(6)道路・橋梁の不足、(7)失業・低雇用問題が深刻なこと。丘陵地域では、以下の点が問題として指摘されている。(1)耕地として利用できる土地が少ないと(総面積の13.2%)、(2)灌漑施設が貧弱なこと、(3)森林破壊とともになう地すべりの頻発、(4)工業発展がおくれていること、(5)飲料水の不足、(6)経済的に抑圧されている種族がいること。

- (2) Pandit, S. M., *Critical Study of Agricultural Productivity in Uttar Pradesh, 1951-75*, New Delhi, Concept Publishing Co., 1983.
- (3) Shafi, Mohammad, *Agricultural Productivity and Regional Imbalances: A Study of Uttar Pradesh*, New Delhi, Concept Publishing Co., 1984.

A・K・スィングはUP州東部における農業の相対的後進性の理由として、つぎの4点を考察している。(1)自然的制約要因、(2)土地保有形態、(3)保有地の規模別分布、(4)人口・土地比率と農業生産性、(5)社会慣習、態度および人間的要因。

Singh, Ajit Kumar, *Patterns of Regional Development: A Comparative Study*, New Delhi, Sterling Publishers Prt. Ltd., 1981.

この問題をめぐる最近の論争については、つぎを参照。Chakravarty, Sukhamoy, "Power Structure and Agricultural Productivity," Meghanad Desai, S.H. Rudolph and Ashok Rudra eds., *Agrarian Power and Agricultural Productivity in South Asia*, Delhi, Oxford University Press, 1984, pp. 345-373; Bhaduri, Amit, "Class Relations and Commercialization in Indian Agriculture: A Study in the Post-Independence Agrarian Reforms of Uttar Pradesh," K.N. Raj and others eds., *Essays on the Commercialization of Indian Agriculture*, Delhi, Oxford University Press, 1985, pp. 306-318; Sen, Chiranjib, "Commercialization, Class Relations and Agricultural Performance in Uttar Pradesh: A Note on Bhaduri's Hypothesis," *ibid.*, pp. 319-330.

- (4) UP州の東西の相違についての古典的な描写の一つとして、つぎのものがある。

「西部では土地は概して農民所有型の村落共同体によって占められている。

そこでは住人の大部分が土地の所有権をもっている。そして共同体的組織が共同相続人たちを非常に緊密に結びつけており、過剰人口が新しい入植地に出ていく誘因はまったくない。人口が増加するにつれて、持ち分だけがだんだん細かく分割されていくだけである。上ドアーブにおいてジャートあるいはラージプートの村を分割しようと試みたことがある者は、それがどんなことかは理解できよう。ある者の世帯が大きくなると、結婚した息子のために新しい小屋と新しい家畜置き場を追加し、農場の一部を渡してやる。しかし、彼らは皆同じ中庭を利用し、しばしば食事も同じ場所で食べ、共通の貯蔵品を分け合う。この頑丈なヨーマンは、ケルト人のように、土地にしがみつき、寸土も手放さうとしない。そのため、彼らは日雇労働者を祖先伝来の保有地の隅っこにも住まわせようともしない。彼らは農作業を自分ですることを好み、収穫時に余分の労働を雇うとしても、現金賃金か現物でその時その時に支払う。狡猾な西部人はブランマンにあまりこだわらない。彼は年決めの報酬をぶつぶつ言いながら支払ったり、祭日にハルドワールやマトゥラーの寺院を訪れるときに、そこの司祭に布施を払ったりしている。しかし、ことブランマンを彼の土地の一部に住まわせることに関しては、たいへん計算高く、宗教の点で感情に流されることがまったくなく、そのようなことはあえてしない。

他方、アワドと東部ではすべての土地保有がバール、パーシーのような先住種族から土地を奪取した結果である。有力家系の傍系に対する伝統的な生活保証は、ビルトすなわち生計維持として知られる土地の一部の下賜であった。この階級はけちな西部のヨーマンと異なり、司祭たちに強く影響されている。王の血統を主張する者はだれでも、レビ人を雇うことが名誉であり、過去の家名の名誉ある伝統を保持する系団家であるバトの生活も保障し、いずれ避けることのできない娘の結婚問題に際して考慮されることになる家系図を維持する。こうして司祭または仲人はしばしばその地所のうちから生活にことかかないほどの小さい村を与えられる。彼は心地よい木蔭でまどろんで時を過ごし、冠婚葬祭が近づくとやっと起きだす。レビ人とその雇主はともに犁を扱うことがその品位にかかわると考えている。そこで、下賤な奴隸の居住地のために一片の土地を与えなければならない。彼らは主人の古ぼけた農場建物のまわりに固まり住み、地代免除の保有地を下賜される見返りに農作業を行う。

こうして、村の二つのタイプを比較すると、西部には祖先伝來の耕地を耕し、その土地に対する愛情はアイルランド人にも劣らない、土まみれの手をした小農階級がいる。東部には中間階級、怠惰な所有者とその取り巻き連中がいる」(Crooke, W., *The North-Western Provinces of India: Their History, Ethnology, and Administration*, London, Methuen & Co., 1897, pp. 223-224)。

Stokes, E. T., "Dynamism and Enervation in North Indian Agriculture:

- The Historical Dimension," E. T. Stokes, *The Peasant and the Raj: Studies in Agrarian Society and Peasant Rebellion in Colonial India*, Cambridge, Cambridge University Press, 1978, pp.228-242; 多田博一「インド連合州における土地保有と小作関係——1930年代前後——」(『アジア経済』第9巻第2号, 1968年2月)。
- (5) Stone, I., *Canal Irrigation in British India: Perspectives on Technological Change in a Peasant Society*, Cambridge, Cambridge University Press, 1984.
- (6) カースト分布の違いによるUP州の地域区分については, 押川文子「北インド地域におけるカースト統計とカースト地域区分の試み」(佐藤宏編『南アジア現代史と国民統合』アジア経済研究所, 1987年, 106~137ページ)およびShwartzberg, Josephe, "Caste Regions of the North Indian Plains," Milton Singer and B. S. Cohn eds., *Structure and Change in Indian Society*, Chicago, Aldine Publishing Co., 1968, pp.81-113.
- 東部のバースティーおよびゴンダー県に関しては, Pathak S. N., *Land Reforms and Change in Rural Society*, Illahabad, Chugh Publications, 1987.
- アーザムガル県については, Singh, Raghvendra Pratap, *Sociology of Rural Development in India*, Delhi, Discovery Publishing House, 1987およびSingh, Ram Sagar, "Social Stratification and Rural Development in India," K. L. Sharma ed., *Social Stratification in India*, New Delhi, Manohar, 1986.
- ジョンプル県については, Singh, H.N., "Caste, Land and Power: A Study of Dhobi Block in Jaunpur District of Uttar Pradesh," Sharma ed., *op.cit.*
- ワーラーナシー県については, Sharma, Miriam, *The Politics of Inequality: Competition and Control in an Indian Village*, University Press of Hawaii, 1978; Jetley, Surinder, *Modernizing Indian Peasants: A Study of Six Villages in Eastern Uttar Pradesh*, New Delhi, Asian Educational Services India, 1977.
- ファイザーバード, ゴラクプル, ワーラーナシー地方を含む東部UP州全体については, Pandey, Purushottam, *Inequality in an Agrarian Social System*, New Delhi, Marwah Publications, 1984.
- 中部のラクナワー県については, Dasgupta, Satadal and G. R. Madan, *Community and Agriculture in Two Indian Villages*, Culcutta, Editions Indian, 1978 およびMadan, G.R. and Tara Madan, *Village Development in India: A Sociological Approach*, New Delhi, Allied Publishers Prt. Ltd., 1983.
- 東部のワーラーナシー県と西部のブランドシャハル県については, Etienne,

Gilbert, *India's Changing Rural Scene, 1963-1979*, Delhi, Oxford University Press, 1982.

西部のサハーランプル県については, Danda,A.K.,*A Rural Community in Transition: A Case Study of Gandhar*, New Delhi, Inter-India Publications, 1987.

- (7) 年平降水量は、平野部では東部のジョンブル県で1000ミリメートル、中部のラクナウー県で959ミリメートル、そして西部のブランドシャハル県では674ミリメートル。ネパール国境および丘陵部に近い地帶では、東部のゴラクプル県で1346ミリメートル、中部のキーリー県で1069ミリメートル、西部のサハーランプル県で949ミリメートルである。Government of Uttar Pradesh, State Planning Institute, Economic and Statistics Division, *Statistical Diary, Uttar Pradesh, 1986, 1987*, Table 32, pp. 97-100.
- (8) Ganguli, M.A., "The Agricultural Regions of India," Radhakamal Mukerjee ed., *Economic Problems of Modern India*, Vol.1, London, Macmillan & Co. Ltd., 1939, pp.15-18.
- (9) Blunt, E. A. H., *The Caste System of Northern India*, London, Oxford University Press, 1936, pp.263-264およびidem, "The Economic Aspects of the Caste System," Radhakamal Mukerjee ed., *Economic Problems of Modern India*, Vol. 1, pp.63-81.
- (10) 所有形態の概要については、多田「インド連合州における土地保有……」参照。
- (11) *Gazetteer of the Province of Oudh*, Vol.1, 1977-78, Reprint, Delhi, B. R. Publishing Corp., 1985, p.142. 東部4県のカースト別所有面積の割合(1885年)は下表のとおりである。

(%)

県	ラージプート	ブラー・マン, アーミハール	ムスリム	バニヤー	その他	合計
バリヤー	74	15	2	2	7	100
ワーラーナシー	36	34	8	13	9	100
ガージープル	26	38	20	3	13	100
ジョンブル	42	15	29	4	10	100

(出所) Cohn, Bernard S., "Structural Changes in Indian Rural Society, 1596-1885," R.E. Frykenberg ed., *Land Control and Social Structure in Indian History*, Madison, University of Wisconsin Press, 1969, p. 80より作成。

- (12) Turner, A. C., *Final Report on the Third Regular Settlement of the Rae Bareli District, Oudh*, Allahabad, 1929, p. 34. もう少し詳しくラーアイバレ

リ一県のカースト別所有地と耕作地をみると下表のとおりである。

(単位：エーカー)

カースト	所 有 地		耕 作 地	
	面 積	比率 (%)	面 積	比率 (%)
ラージプート	739,758	66.08	91,219	17.4
ブラー・マン	67,820	6.06	82,553	15.7
カーヤースタ	34,164	3.05	9,844	1.9
スイク	40,160	3.59
クルミー	13,228	1.18	31,283	6.0
ムライ	27,115	5.2
カーチー	3,523	0.7
アヒール	85,145	16.2
テーリー	4,219	0.8
ガダリヤー	12,506	2.4
ロド	31,909	6.1
パーシー	36,353	7.0
チャマール	14,936	2.8
カルワール	3,528	0.31
バニヤー	10,220	0.91	3,093	0.6
その他ヒンドゥー	46,763	4.18
シャムラト	24,183	2.16
カンザダス	14,069	1.26	4,179	0.8
ムスリム	112,520	10.05	27,064	5.1
その他	59,559	11.3
喜捨地	5,615	0.50		
政府所有地地税免除地	7,522	0.67		
計	1,119,550	100.00	528,456	100.0

(出所) Turner, *op. cit.*, pp. 11, 34.

- (13) *Final Settlement Report of the Meerut District*, Allahabad, 1940, p.13.
 ラーイバレリー県と同じような資料の利用できるマトゥラー県について、カースト別所有地と耕作地をみたのが、次表である。
- (14) Singh, Baljit and Shridhar Misra, *A Study of Land Reforms in Uttar Pradesh*, Calcutta, 1964, p. 31. ここではブーミハールは中位カーストに入れられているが、ブーミハール自体はブラー・マンに属することを主張している。
 1931年国勢調査によると、UP州の総人口に占める割合では、高位諸カースト

(単位：エーカー)

カースト	所 有 地		耕 作 地	
	面 積	比率 (%)	面 積	比率 (%)
ジャート	227,158	24.62	242,565	34.88
ラージプート	122,508	13.28	118,779	17.08
ブーラーマン	203,343	22.04	144,074	20.36
ヴァイシャ	107,575	11.66	18,754	2.69
ムスリム	52,574	5.69	7,182	1.32
ナウムスリム	7,773	1.12
カーヤースタ	41,497	4.50	4,236	0.61
ドゥサル	26,539	2.88	829	0.12
グージャル	12,020	1.30	16,822	2.42
アヒール	3,869	0.43	6,576	0.95
カットリ	10,801	1.17
グシャイン	7,555	0.82
チョウベ	3,073	0.33	1,185	0.17
ガダリヤー	12,854	1.85
バルハーハー	4,581	0.66
アーワーシー	3,002	0.43
バイラギ	4,005	0.43	4,379	0.63
メワティ	1,576	0.17	9,210	1.32
カーチー	2,114	0.34
マーリー	4,219	0.61
クムハール	1,578	0.23
ムッラー	1,968	0.28
サッカー	1,881	0.28
ミーナ	1,631	0.23
カハル	975	0.14
ムスリム・テリ	752	0.11
メオ	762	0.11
ナーイー	3,165	0.45
レワティ	1,428	0.15	n.a.	n.a.
ロド	1,388	0.20
ドービー	1,008	0.14
チャマール	50,677	7.29
ファキール	612	0.09
ジョギー	563	0.09
喜捨地	2,899	0.31		
その他	12,031	1.30		
寺院領	67,947	7.88		
地税免除地	上記に含む	上記に含む		
政府所有地	14,196	1.54		
その他	19,355	2.80
計	922,594	100.00	695,449	100.00

(出所) *Final Settlement Report of the Muttra District, United Provinces, by H.A. Lane, Settlement Officer, 1921-1925*, Allahabad, 1926, pp. 12A, 14A.

が約20%，中位諸カーストが44%，指定諸カーストが21%，ムスリムが15%であった。

- (15) *Ibid.*, p.144.
- (16) *Gazetteer of the Province of Oudh*, Vol.1, pp.142, 145.
- (17) 注(12), (13)の表参照。
- (18) 多田博一「独立以前の連合州（現ウッタル・プラデーチュ州）の農業経済の一般的特徴」（同『現代インドの諸問題』〔所内資料〕アジア経済研究所, 1973年）102～142ページ。
- (19) Misra, S. and P. Behari, "Employment and Earnings of Agricultural Labourers in Western U.P.", *Indian Journal of Agricultural Economics*, Vol. 12, No. 2, p. 49.
- (20) *Report of the United Provinces Provincial Banking Enquiry Committee*, Vol.2, Illahabad, 1930, p. 171. 以下Report of UPPBECと略記。
- (21) *Gazetteer of the Province of Oudh*, Vol.3, p.537.
- (22) Mukerjee, Radhakamal ed., *Fields and Farmers in Oudh*, Calcutta, Longman, Green and Co. Ltd., 1929, p.248.
- (23) *Report of UPPBEC*, Vol.2, p.218.
- (24) *Gazetteer of the Province of Oudh*, Vol.1, p.xxi, Vol.3, p.116.
- (25) *Ibid.*, Vol. 1, pp. 145-147.
- (26) *Ibid.*, Vol. 1, p.xxiii.
- (27) Singh, M., *The Depressed Classes*, Bambay, 1947, p.189.
　　ハルワーハ（カミーン）の雇用状態の最も生き生きした描写は、つぎの書に与えられている。Wiser, W. and C. Wiser, *Behind the Mud Walls*, 1930-1960, Berkley, University of California Press, 1963, pp.41-42.
- (28) Mukerjee, ed., *Fields and Farmers*……, p.54.
- (29) *Report of UPPBEC*, Vol.2.
- (30) Singh, Baljit, *The Land of the Two Rivers: A Study in the Agricultural Property of the Uttar Doab*, Illahabad, 1940, p.142.
- (31) *Final Settlement Report of the Meerut District*, p.16.
- (32) *Ibid.*, pp.14, 16.
- (33) Singh and Misra, *op. cit.*, p.55.
- (34) Mukerjee ed., *Fields and Farmers*……, p.136.
- (35) *Gazetteer of the Province of Oudh*, Vol.1, pp.xxii, 208, Vol.2, p.341.
District Gazetteer of the United Provinces（以下DGUPと略記）: Rae Bareli.
- (36) *Ibid.*, p.60.
- (37) DGUP: Lucknow, p.70.

- (38) DGUP: *Rae Bareli*, p.62; Whitcombe, Elizabeth, *Agrarian Conditions in Northern India*, Vol.1; *The United Provinces under British Rule, 1860-1900*, Berkley, University of California Press, 1972, pp.32-33.
- (39) Singh, Raghvendra Pratap, *Sociology of Rural Development*……, p. 69.
- (40) Pathak, *Land Reforms and*……, p.66.
- (41) 多田博一「北インドにおける農民階層構成の変化とカースト制度」(『アジア経済』第30巻第3号, 1989年3月)。
- (42) Pathak, *Land Reforms and*……, p.67. 原資料はGovernment of U.P., Information and Public Relations Department, *Uttar Pradesh*, Lucknow, 1978, p.120.
- (43) Ibid., p.68; Murdia, Ratna, "Land Allotment and Land Alienation: Policies and Programmes for Scheduled Castes and Tribes," *Economic and Political Weekly*, Vol. 10, No. 32, 9 August 1975.
- (44) 多田「北インドにおける農民階層構成……」。
- (45) Singh, Ram Sagar, "Social Stratification and"……, p.196.
「独立後の法的な小作改革措置によっていちばん利益を受けた『後進諸カースト』はアヒールとクルミーであった」(Singh, R., *Sociology of Rural Development*……, p. 132)。
- (46) Dasgupta and Madan, *Community and Agriculture in*……, p.79および Madan and Madan, *Village Development in India*……, pp.62-63.
- (47) Madan and Madan, *op. cit.*, p. 73.
- (48) Ibid., pp.61-62.
- (49) Ibid., pp.62-63; Dasgupta and Madan, *Community and Agriculture in*……, p. 83.
- (50) Sharma, Miriam, *The Politics of Inequality*……, pp.23, 35.
- (51) Etienne, Gilbert, *India's Changing Rural Scene*……, pp. 45-46.
- (52) Ibid., pp.14-15, 19-20; Etienne, Gilbert, *Studies in Indian Agriculture: The Art of the Possible*, Berkeley, University of California Press, 1968, p.61.
- (53) Sharma, Miriam, *The Politics of Inequality*……, p.59. 同じような事例がつぎの調査報告にも与えられている。Singh, H. N., "Caste, Land and Power: A Study of Dhobi Block"…….
- (54) Sharma, Miriam, *ibid.*, pp.67, 166-172.
- (55) Etienne, *India's Changing*……, pp.55-56.
- (56) Jetley, Surinder, *Modernizing Indian Peasants: A Study of Six Villages in Eastern Uttar Pradesh*, New Delhi, Asia Educational Services, 1977, pp.58, 70.

- (57) Madan and Madan, *op. cit.*, p. 69.
- (58) *Ibid.*, p.78.
- (59) Pathak, *Land Reforms and* ……, p.72.
- (60) *Ibid.*, p.133.
- (61) *Ibid.*, p.92.
- (62) Madan and Madan, *op. cit.*, p. 69.
- (63) Pathak, *Land Reforms and* ……, p.203.
- (64) Etienne, *India's Changing*……, p.15.
- (65) Danda, Ajit K., *Community in Transition: The Case Study of Gnadhar*, Delhi, Inter-India Publishing, 1987, pp.64, 278, 281.
- (66) Jetley, *Modernizing Indian Peasants*……, p.52.
- (67) *Ibid.*, p.53.
- (68) Madan and Madan, *op. cit.*, p. 73.
- (69) Dasgupta and Madan, *Community and Agriculture in*……, p. 82.
- (70) Madan and Madan, *op. cit.*, p. 97.
- (71) Singh, J. P., "Caste Institutions and Production Efficiency of Farmers in Eastern Uttar Pradesh," *Indian Journal of Agricultural Economics*, Vol. 36, No. 3, July-September 1981, pp. 40-41.
- (72) Beteille, A., *Inequality and Social Change*, Delhi, Oxford University Press, 1972およびidem, *Studies in Agrarian Social Structure*, Delhi, Oxford University Press, 1974.